

平成 26 年 4 月 1 日  
事 務 連 絡

各 { 都 道 府 県  
指 定 都 市  
児 童 相 談 所 設 置 市 } 障害児支援施策ご担当者 殿

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課  
障害児・発達障害者支援室障害児支援係

「障害児入所給付費等負担金」及び「障害児入所医療費等負担金」の  
平成 26 年度交付要綱等の改正等について

障害保健福祉の推進につきましては、日頃よりご尽力賜り厚く御礼申し上げます。

平成 26 年 4 月からの消費税増税に伴い、消費税財源が投入される社会保障 4 経費（年金・医療・介護・子ども）につきましては、執行管理を徹底する観点等から、平成 26 年度予算編成過程において、（目）児童保護費等負担金を （目）障害児入所給付費等負担金（福祉）及び（目）障害児入所医療費等負担金（医療） に分割したところです。また、「就学前の障害児通所支援に係る利用者負担の多子軽減措置」のため、改正児童福祉法施行令等が平成 26 年 4 月 1 日から施行されたところです。

このため、平成 26 年度における両負担金の執行等に関し、今後、下記の通り交付要綱等の改正等を予定しておりますので、予めご了知いただくようお願いいたします。

なお、各都道府県におかれましては、貴管内市町村（指定都市及び児童相談所設置市を除く。）に対する周知につきご協力方よろしくお願いいたします。

記

## 1 交付要綱等の改正

「障害児入所給付費等負担金」及び「障害児入所医療費等負担金」につきましては、従来まで「障害児施設措置費（給付費等）国庫負担金交付要綱」（平成 19 年 12 月 18 日付け厚生労働省発障第 1218002 号）において執行していたところですが、平成 26 年度より「障害児入所給付費等負担金及び障害児入所医療費等負担金交付要綱」において執行することとなることから、交付要綱の一部改正を行う予定です。

改正内容につきましては、制度の内容に関する改正ではないことから、「障害児入所給

付費等負担金」及び「障害児入所医療費等負担金」の対象経費及び様式等を整理する予定です。

なお、交付要綱の一部改正に伴い、「交付要綱施行通知」、「交付要綱取扱通知」及び「やむを得ない事由による措置（障害児通所支援）を行った場合の単価等の取扱いについて」も併せて改正することとしております。

## **2 徴収金の取扱いについて**

### **(1) (目) の分割に伴う取扱いについて**

児童福祉法第21条の6の通所措置及び児童福祉法第27条の入所措置に係る徴収金については、本来であれば、福祉と医療の支弁実績に応じて障害児入所給付費等負担金・障害児入所医療費等負担金からそれぞれ控除すべきものであるが、地方公共団体の事務が煩雑になることから、原則として徴収金は障害児入所給付費等負担金から一括で控除することとします。ただし、徴収金の額が障害児入所給付費等負担金からの支弁額を超える場合には、その超えた額につき、障害児入所医療費等負担金から控除することとします。

なお、徴収金の管理は地方公共団体単位で施設種別ごと（支弁台帳のベース）で行うこととします。

### **(2) 児童福祉法第21条の6の措置で医療型児童発達支援を利用し、かつ多子軽減措置の適用がある場合の取扱いについて**

「児童福祉法第21条の6の措置」を利用した場合にも、給付費と同様に多子軽減措置が適用されることになるが、医療型児童発達支援の場合、医療分を含んだ支援であり、徴収金についても肢体不自由児通所医療分を含んだものとなっています。そのため、契約児童との整合性を踏まえ、「児童福祉法第21条の6の措置」で医療型児童発達支援を利用している児童の通所利用者負担額は、支弁額に応じて福祉分と医療分を按分し、福祉分のみ多子軽減措置を適用させることとします。

この場合、既に控除すべき徴収金の額を按分する作業を行っているため、(1)に関わらず、福祉分は障害児入所給付費等負担金から、医療分は障害児入所医療費等負担金から控除する取扱いとします。

## **3 都道府県が行う補助金等の交付に関する事務（平成12年厚生省告示第261号）に係る告示の改正について**

(目) 児童保護費等負担金につきましては、障害児入所措置費及び障害児入所給付費等を除いた費用については、市町村（特別区を含む。）に係る補助金等の交付の申請の受理等の事務を各都道府県に委任していたところです。

平成26年度より、(目) 児童保護費等負担金が(目) 障害児入所給付費等負担金及び(目) 障害児入所医療費等負担金に分割されたことにより、障害児入所措置費、障害児入所給付費等、障害児入所措置医療費及び障害児入所医療費を除いた費用については、市町村（特別区を含む。）に係る補助金等の交付の申請の受理等の事務を各都道府県に委

任することを予定しておりますので、ご協力いただきますようお願いいたします。

#### 4 交付要綱等改正等のスケジュール

上記1及び2に係る今後の事務処理スケジュールについては、現在未定のため、必要に応じ、追ってご連絡させていただきます。

##### <参考>

	25年度	26年度
(目)児童保護費等負担金	67,099,783	89,726,580
うち障害児施設措置費	10,173,667	11,356,147
うち医療費以外 ①	9,133,532	10,298,841
うち医療費 ②	1,040,135	1,057,306
うち障害児施設給付費	56,926,116	78,370,433
うち医療費以外 ③	53,368,969	73,688,255
うち医療費 ④	3,557,147	4,682,178

	25年度	26年度
(目)障害児入所給付費等負担金	62,502,501	83,987,096
うち措置費 ①	9,133,532	10,298,841
うち給付費 ③	53,368,969	73,688,255
(目)障害児入所医療費等負担金	4,597,282	5,739,484
うち措置費 ②	1,040,135	1,057,306
うち給付費 ④	3,557,147	4,682,178

(担当)

社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課  
障害児・発達障害者支援室障害児支援係  
TEL : 03-5253-1111 (内線 : 3037)